

町民の声内容（1月11日）

タイトル：八頭町議会基本条例制定意義は失われたのでは

【内容】

八頭町議会基本条例が平成28年1月1日に施行されてから1年が経過しました。しかし、条文中に規定されている議会モニター制度、調査機関の設置、議会改革推進会議等の設置要綱等は未だ公開されておらず前文中の「開かれた議会」には到底及ばない現状と思います。本条例を機能発揮して町民福祉の向上と町の発展の使命を果たされようとしめない原因・理由はどこにあるのでしょうか。とりわけ「第18条に町政の課題に関する調査のための必要があると認めるとき・・・調査機関を設置することができる。」とありますが、前述のとおり設置要綱も見当たりません。現状の八頭町において、全く町政の課題がないのでしょうか。それとも課題解決の微塵の気持ちもないのでしょうか。まさか課題の認識すらないのでしょうか。議員任期はあと僅かですが、このような基本条例制定の流行に便乗した条例はいつそのこと廃止されてはいかがでしょうか。議会の現状と今後の方向性をお問合せします。